

●学校給食食材の放射性物質検査の実施について

札幌市教育委員会では、学校給食で使用する食材の放射性物質検査を平成 23 年 12 月から定期的に実施します。

学校給食では、地産地消の考え方にに基づき、道内産の食材を積極的に使用していますが、福島第一原子力発電所の事故以降、学校給食の安全性への関心が高まる中、7 月からは、使用する主な食材の産地をホームページで公表してきました。

このたびの検査は、道内産の青果物が減少する冬を前に、食材に対する不安や、放射性物質検査の実施を希望する声が寄せられたことも考慮して実施するものです。今後は、国の動向等を注視し、検査の期間、内容等について検討しながら、児童・生徒はもとより保護者の学校給食に関する不安解消に一層努めていきます。

1 検査の概要

(1) 検査項目

放射性セシウム（セシウム 134 およびセシウム 137）、放射性ヨウ素（ヨウ素 131）

(2) 主な検査対象食材

- ① 放射性物質の検査対象自治体とされている 1 都 16 県で生産された青果物
(福島県、茨城県、栃木県、群馬県、千葉県、神奈川県、宮城県、岩手県、青森県、秋田県、山形県、新潟県、長野県、埼玉県、東京都、山梨県、静岡県)
- ② 上記自治体で生産された食肉（鶏肉・牛肉）
- ③ その他（魚介類等）

特に放射性物質の影響が考えられる海域で捕られた魚介類（冷凍品）については、取扱業者に対し、供給開始前に放射性物質の検査結果を提出するよう義務付けているが、状況に応じて検査を実施する。

※ なお、冬期間は本州産の野菜が増えるため、平成 23 年度中は、青果物を中心に検査を実施する。

(3) 検査時期

平成 23 年 12 月から定期的に、給食で使用する前日に検査を実施

(4) 検査予定数

月 2 回程度（1 回につき 2 検体程度）

2 検査機関

北海道薬剤師会公衆衛生検査センター（豊平区平岸 1 条 8 丁目）

3 検査結果の公表方法

食材の使用前に、検査結果を札幌市教育委員会のホームページ（<http://www.city.sapporo.jp/kyoiku/top/kyushoku/index.html>）に掲載する。

問い合わせ先

教育委員会生涯学習部管理課（栄養指導担当） 高松

電話：211-3833